

# 中部地方整備局事業評価監視委員会規則

## (趣旨)

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（平成22年4月1日付け国官総第367号の2、国官技第369号の2 国土交通事務次官通知）、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（平成21年6月1日付、国官総第43号の2、国官技第36号の2 国土交通事務次官通知）（以下「要領」という。）に基づいて中部地方整備局（以下「整備局」という。）に設置する中部地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

## (委員会の事務)

第2条 委員会は、中部地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案又は案）の提出を受け、各事業を取りまく社会状況等を勘案し、要領に基づく再評価及び事後評価の運用状況等について報告を受けること。
- 二 審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案又は案）について審議を行い、対応方針に対し意見等がある場合には、局長に対して意見の具申を行うこと。

## (委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員会は10人以内で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。ただし、6年を限度とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた中部地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

## (委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、中部地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 本規則は平成13年7月17日から施行する。

平成14年7月12日	一部改正
平成15年7月22日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正

# 中部地方整備局事業評価監視委員会運営要領（案）

本運営要領は、中部地方整備局事業評価監視委員会規則（平成22年4月1日改正。以下「規則」という。）第4条第2号に基づき、中部地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議方法に関し必要な事項を定めるものである。

## 1. 委員会運営に関する事項

### （1）委員会の開催

委員会は、中部地方整備局長の要請により委員長が召集するものとする。

### （2）会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の過半数の出席をもって成立する。

### （3）会議の進行

会議の進行は委員長が行う。

### （4）会議の議事の決定方法

会議の議事は、出席した委員の過半数で決定する。可否同数の場合は委員長が決定する。

### （5）会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

### （6）会議の公開

会議は、原則として公開（当面は報道関係者に対してのみ）とする。また、審議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができる。

### （7）意見の具申

委員長は、審議の結果をとりまとめ、必要であると判断した場合は、中部地方整備局長に対して意見具申を行う。

事務局は、意見の具申があった場合には、その内容を議事録に記録する。

## 2. 会議で用いる資料

会議には以下の資料を用いるものとする。

### （1）再評価及び事後評価を実施する事業とその事業に対する対応方針（原案又は案）の一覧表

### （2）各事業所管部局において定める「再評価実施要領細目」に基づき作成される再評価に係る資料

### （3）各事業所管部局において定める「事後評価実施要領細目」に基づき作成される事後評価に係る資料

### （4）その他必要な資料

### 3. 審議過程の透明性の確保

#### (1) 公表の主体

委員会に関する資料の公表については事務局が行うものとする。

#### (2) 会議の開催日程、開催場所の公表

委員会の審議過程の透明性の確保を図るため、会議の開催日程、開催場所について、あらかじめ公表するものとする。

#### (3) 審議内容等の公表

会議に提出された資料、議事録等については、公表するものとする。

ただし、個人情報等公表することが適切でないものについては、事務局は委員会の了承を得て公表しないものとする。

#### (4) 公表の時期

会議に提出された資料、議事録等の公表は、会議終了後速やかに行うものとする。

### 4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

#### (1) 外部からの意見聴取

事業特性の把握や技術的判断等が反映可能な運営を図る上で、委員長が特に必要と判断した場合、外部の専門家等の意見を聞くことができる。

#### (2) 独立行政法人等からの依頼について

独立行政法人等から当事業評価監視委員会にて審議の依頼があった場合は、本委員会で取り扱うことができる。

### 5. 運営要領に定めのない事項及び運営要領の見直し

運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会の審議で決定する。

### 6. 施行期日

本運営要領は、平成13年7月27日から施行する。

平成16年2月27日 一部改正

平成22年7月28日 一部改正